



有限会社 ウンピング・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピング神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 207 2019年07月22日

EU:国内商標の識別性に対する最低限の尊重

欧洲連合一般裁判所は、2019年05月07日付けで「MULTIPLUS」商標に関する欧洲連合知的財産庁の第4審判部の決定を無効とする判決を下しました。

Solgar Holdings は、2015年02月に第5類の商品に関して「MultiPlus ラベル」から構成される4商標を EUTM に出願しました。

Sona Nutrition は第5類の同一及び類似商品をカバーするアイルランド登録商標「MULTIPLUS」(ワードマーク)と混同することに基づいて異議申立をしました。

EUIPO の異議部門は両商標が類似しないことに基づいて異議申立を拒絶しました。審判部は“multiplus”には独立した識別機能がなく先行国内商標の識別性は極めて低いものと判断して、その決定を維持しました。従って、審判部は、両商標は全体としては類似しないという決定を下しました。

一般裁判所は、“Multiplus”は識別性のない2語から成り、その結合は単に商品を指定していることに同意しました。しかしながら、同裁判所は“Multiplus”は識別性に欠けるという審判部の見解には同意しませんでした。

「Formula One Licensing v. OHIM」の判決に言及しながら、一般裁判所は、識別性欠如の判断は EUTM と国内商標の共存の原則を尊重していないとみなしました。同裁判所によれば、異議申立の根拠となる国内商標には少なくとも極めて低い識別性は認められるべきとのことです。「Deutsch Post v. OHIM」の判決を言及して、同裁判所は国内商標と同一である要素に識別性がないという判断は EU 規則(2017/1001)と相入れないものであることを強調しています。この判断ミスにより、審判部の決定は他の点を審査することなく無効となりました。

Inserted Text is here.

加盟国で登録があれば、第三者がその商標の EUTM 登録を取得することに対抗する少なくても最低限の保護を受けることができます。

(出典:INTA Bulletin)